女性活躍推進法に基づく行動計画

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が2015年8月28日に成立し、一般事業主に関する部分については、2016年4月1日から施行されました。

女性活躍推進法では、雇用している、または雇用しようとする、女性労働者に対する活躍推進の取組を実施するよう努めることとされています。

当社においても、男女の差なく、中長期的にキャリアを積めるような雇用環境整備に向けて、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間

2019年4月1日~2021年3月31日

2. 当社の課題

当社は女性社員が約半数を占めており、産休・育休・介護休業取得後の職場復帰の際、本人の就労希望に応じた短時間勤務や在宅勤務等、状況に応じた多様な働き方ができるような就業環境の整備が必要です。

3. 目標

職場復帰後において、当該社員の80%以上が希望する働き方を選択できるようにします。

4.取組内容

- 育休中、復帰後における教育訓練機会の確保、研修の充実化
- どのライフステージにあっても、希望に応じたキャリア形成が可能なよう、 短時間勤務や在宅勤務等による柔軟な働き方を実現する
 - 2019 年 4 月~ 育休中、復帰後の職場復帰支援の際に利用可能な研修 メニューを策定します。

5. 女性の活躍に関する情報

- (1)採用した労働者に占める女性労働者の割合
 - 正社員:33% 契約社員:44%